

資料編

川崎市のごみ処理の現状・将来予測等

◆ ごみ処理の現状

◎内訳 (基準年度)

西暦(年度)	2003	2004	2005	2006	2007
和暦(年度)	H15	H16	H17	H18	H19
日数	366	365	365	365	366
人口(人)	1,293,618	1,306,021	1,327,011	1,342,262	1,369,443
焼却ごみ(トン)	500,954	471,486	461,435	463,131	449,776
うち家庭系焼却ごみ	371,367	314,780	315,753	316,220	309,169
うち事業系焼却ごみ	128,400	155,684	145,021	146,211	139,880
資源化量(トン)	118,223	123,425	124,900	134,675	140,468
資源化率(%)	19%	21%	21%	23%	24%
総排出量(トン)	619,467	595,141	586,578	598,039	590,499
1人1日あたり排出量(g)	1,308	1,248	1,211	1,221	1,178

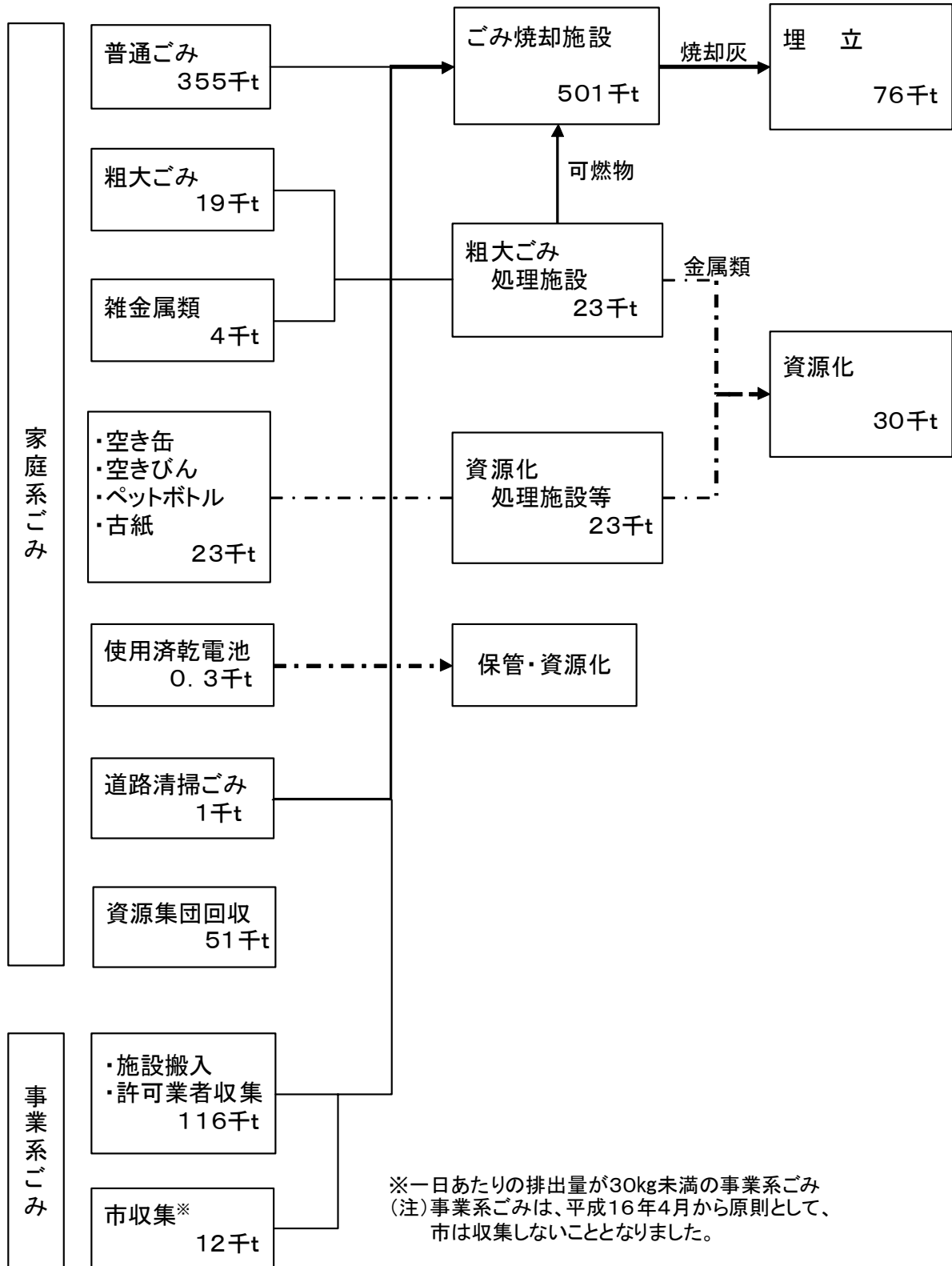
◇ 将来予測

新行動計画期間 (H21年度～H25年度)

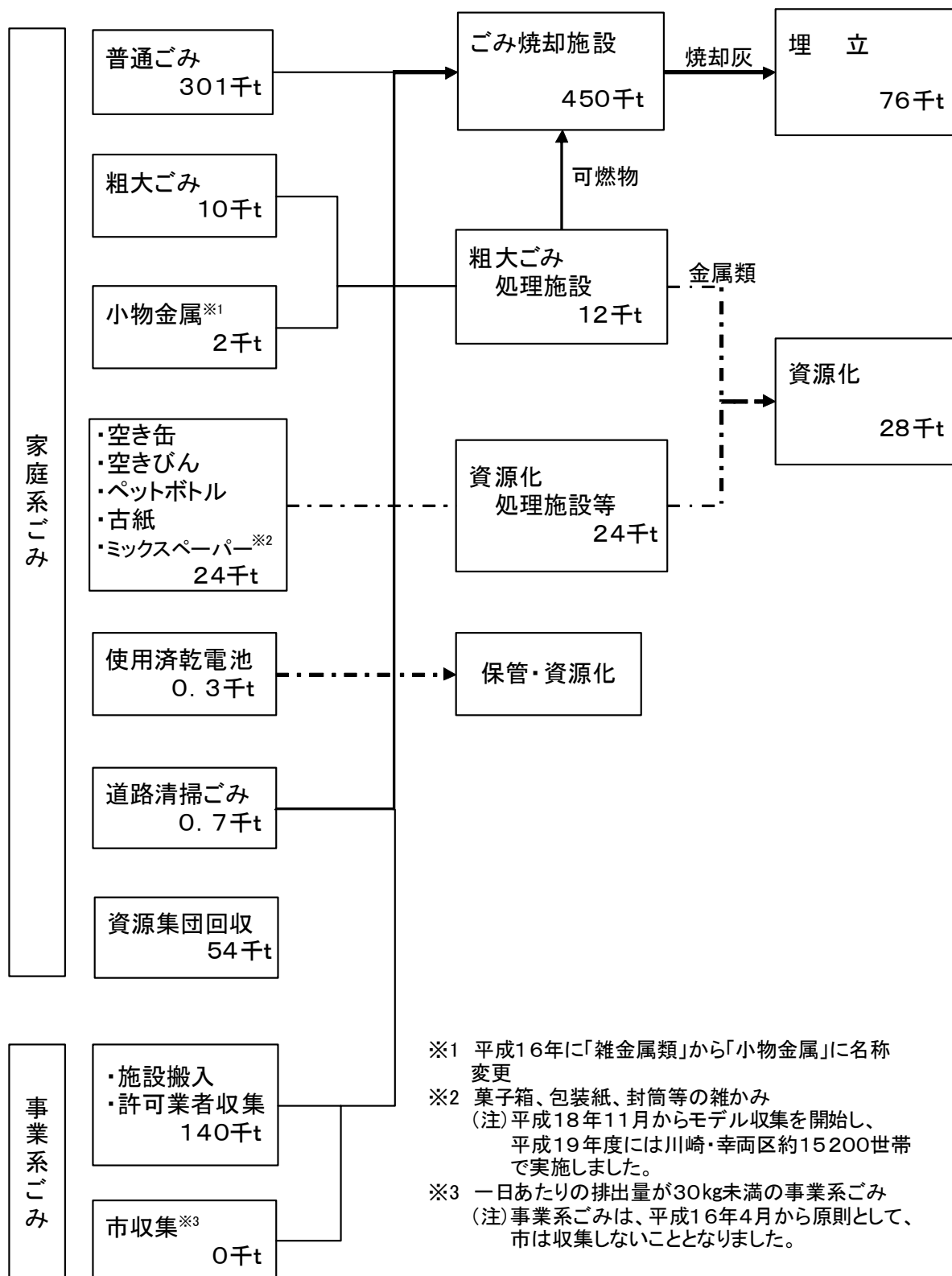
◎内訳

西暦(年度)	2008	2009	2010	2011	2012	2013
和暦(年度)	20	21	22	23	24	25
日数	365	365	365	366	365	365
人口(人)	1,369,780	1,384,040	1,398,300	1,406,840	1,415,380	1,423,920
焼却ごみ(トン)	463,557	464,844	445,610	428,826	428,599	410,106
うち家庭系焼却ごみ	323,585	325,587	307,066	290,276	291,171	276,605
うち事業系焼却ごみ	139,172	138,457	137,744	137,750	136,628	132,701
資源化量(トン)	148,768	151,461	162,778	183,003	183,262	199,287
資源化率(%)	24%	25%	27%	30%	30%	33%
総排出量(トン)	612,575	616,555	608,638	612,079	612,110	609,642
1人1日あたり排出量(g)	1,225	1,220	1,193	1,189	1,185	1,173

ごみ処理フロー(平成15年度実績)



ごみ処理フロー（平成19年度実績）

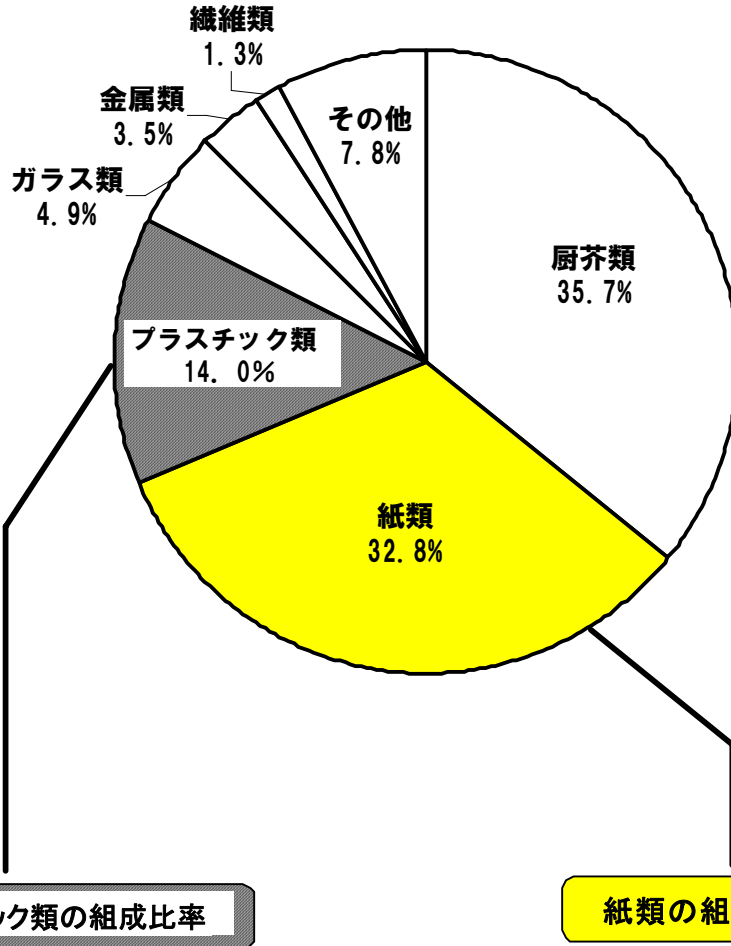


※1 平成16年に「雑金属類」から「小物金属」に名称変更
 ※2 菓子箱、包装紙、封筒等の雑かみ
 (注)平成18年11月からモデル収集を開始し、平成19年度には川崎・幸両区約15200世帯で実施しました。
 ※3 一日あたりの排出量が30kg未満の事業系ごみ
 (注)事業系ごみは、平成16年4月から原則として、市は収集しないこととなりました。

ごみの組成【平成 15 年度】

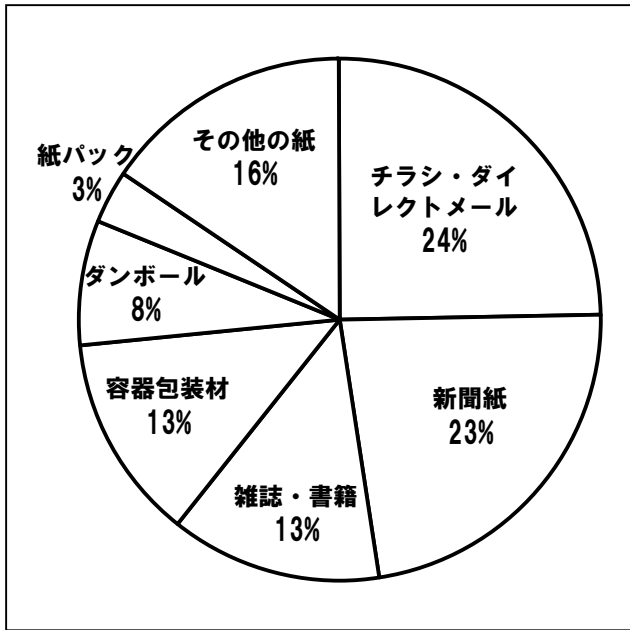
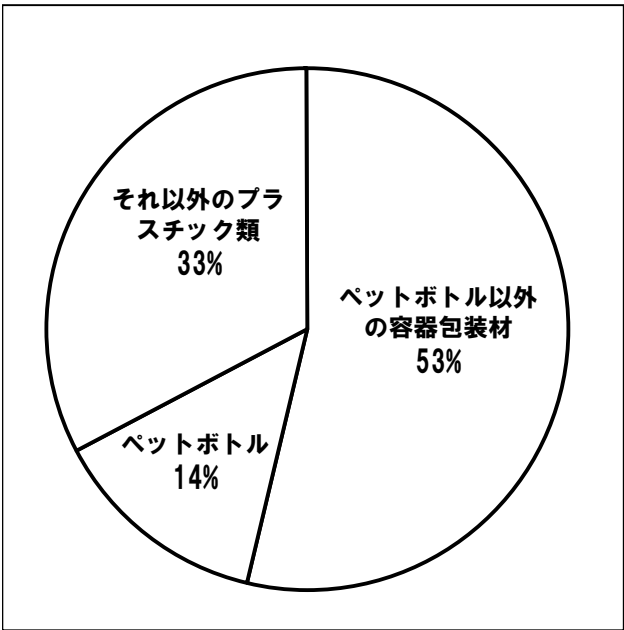
家庭系ごみの組成比率(重量比)

《市民ごみ排出実態調査(平成15年度)より》



プラスチック類の組成比率

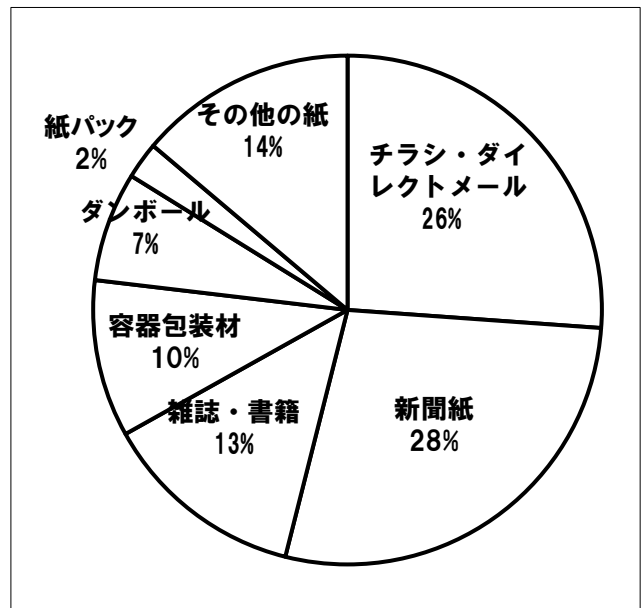
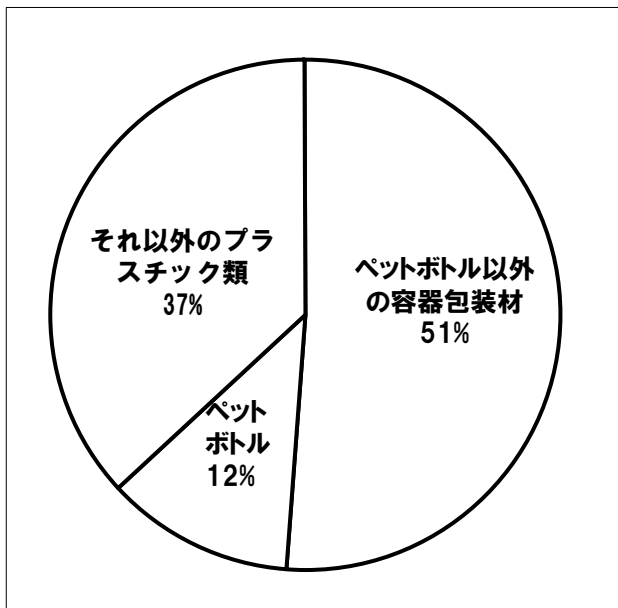
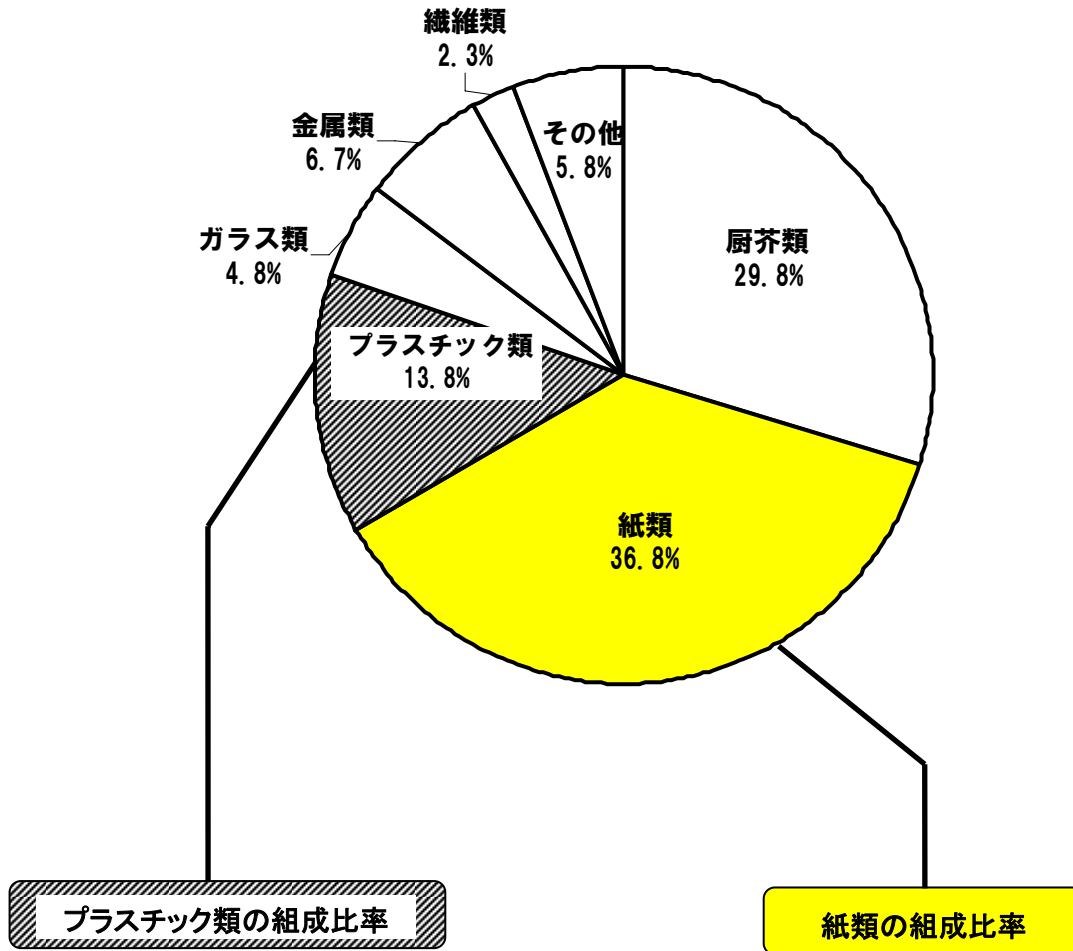
紙類の組成比率



ごみの組成【平成 20 年度】

家庭系ごみの組成比率(重量比)

《市民ごみ排出実態調査(平成 20 年度)より》



川崎市一般廃棄物処理基本計画と他の計画等との関係

第3次環境基本計画（環境基本法の規定に基づく計画で、H18.4.7に閣議決定）



第2次循環型社会形成推進基本計画（循環型社会形成推進基本法に基づく計画で、H20.3に策定）



廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針〔H17.5環境省告示〕（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく基本方針）



神奈川県廃棄物処理計画〔H20.3改定〕
（平成20～24年度までの事業計画が定められている。）



- ・新総合計画 川崎再生フロンティアプラン・第2期実行計画〔H20.3策定〕
- ・川崎市新行財政改革プラン〔H20.3策定〕
- ・カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）～川崎市における地球温暖化対策への取組み～（H20.2策定）



川崎市一般廃棄物処理基本計画〔H17.4策定〕

基本計画【計画期間：H17～27年までの概ね10ヵ年】

行動計画【計画期間：H17～21年までの5ヵ年】

- ・一般廃棄物会計基準〔H19.6策定〕
- ・一般廃棄物処理有料化の手引き〔H19.6策定〕
- ・市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針〔H19.6策定〕
- ・ごみ処理基本計画策定指針〔H20.6策定〕

- 関係法令
- ・廃棄物処理法
 - ・各種リサイクル法

〔H20.3.28閣議決定〕
改定京都議定書目標達成計画



川崎市の廃棄物分野における温室効果ガス排出量等

(単位:トン-CO₂)

1 廃棄物分野における温室効果ガス排出量(平成19年度実績)

過程	発生由来	CO ₂ 換算排出量	備考
収集	車両における燃料使用	4,074	ごみ・し尿の収集運搬用車両の燃料使用・走行等に伴う温室効果ガス排出量
	中継輸送施設等における燃料・電気使用	1,761	
	自動車の走行	38	
	HFC封入カーエアコン使用	9	
中間処理	施設の燃料・都市ガスの使用	852	ごみの焼却処理及び処理センター等の運営に伴う温室効果ガス排出量
	施設の電気の使用(買電)	3,481	
	一般廃棄物の焼却	7,911	
	廃プラスチックの焼却	125,509	
処分	合成繊維の焼却	23,088	埋立処分場の運営に伴う温室効果ガス排出量
	埋立における燃料の使用	117	
最終処分	埋立における電気の使用(買電)	414	
廃棄物分野における温室効果ガス排出量計…①		167,255	

2 今後見込まれる温室効果ガス排出削減量(平成25年度)

(単位:トン-CO₂)

分類	具体的施策名・事業名		CO ₂ 換算削減量	CO ₂ 換算削減効果(見込)	備考	
	取組	削減効果				
具体的施策	レジ袋削減に向けた取組		-9,939	-9,939	・レジ袋の焼却回避に伴う温室効果ガス削減量(辞退率:30%と想定)	
	その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施	車両における燃料使用	1,330		・H25年度から全市実施(協力度:58%と想定) ・収集運搬用車両の燃料使用・走行等に伴う温室効果ガス削減量 ・その他プラスチック製容器包装の焼却回避に伴う温室効果ガス削減量	
		自動車の走行	7	-34,723		-33,799
	かわさき生ごみリサイクルプラザの推進	一般廃棄物の焼却		-413		・家庭における電動生ごみ処理機の使用に伴う温室効果ガス削減量 ・家庭及び事業者における生ごみのリサイクル・減量による焼却ごみ量の削減等に伴う温室効果ガス削減量
		生ごみ処理機の電気使用	76			
		生ごみの削減効果		-764	-835	
ごみ発電事業の推進	リサイクル施設での電気使用	-			・仮称リサイクルパークあさおにおける発電による温室効果ガス削減量 ・分別の協力度の向上(64%→65%)によるPETボトル焼却回避に伴う温室効果ガス削減量	
	リサイクル施設での燃料使用	-	-77	-130		
事業	食リ法による生ごみの削減効果		-70		・分別排出の徹底を図り、協力度を全市実施時の想定値よりさらに向上(58%→68%)することによる焼却回避に伴う温室効果ガス削減効果	
	生ごみのリサイクル効果		-6,957	-6,957		
資源化処理事業	ごみ発電事業の推進					
その他プラスチック製容器包装の分別協力度の向上			-130	-130		
温室効果ガス排出量計						
温室効果ガス削減量計			-52,943	-52,943		
温室効果ガス削減見込量計…②				-57,717		

平成25年度に見込まれる廃棄物分野における温室効果ガス削減率 **34.5%** (②÷①×100)

行動計画における施策体系

計画期間：

目 標

- 市民1人が1日当たりに出すごみを50g減量〔1,128g/人・日〕
- 焼却ごみを8万t削減
 - ・家庭系：6万2千t削減〔24万8千t〕
市民1人1日当たりでは、焼却ごみを150g減量〔477g/人・日〕
 - ・事業系：1万8千t削減〔12万2千t〕

具 体

基本施策1
循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる

(1) 環境教育・環境学習の促進	①出前ごみスクールの充実・拡大	変	◎
	②ふれあい出張講座の充実・拡大	変	◎
	③3R推進講演会の開催	変	
	④環境教育用教材の充実		
	⑤リユース食器やマイカップの普及	変	
	⑥幼児環境教育プログラム		
	⑦エコ・クッキング講習会の開催	変	
(2) 情報の共有化	①市ホームページの充実		
	②再利用品交換情報誌「エコー (echo)」の充実		
	③広報誌の充実		
	④マスメディアを活用した情報提供		
	⑤(仮称)3Rチェックシートの作成・普及	新	◎
(3) 減量・リサイクル活動の活性化	①減量指導員制度の充実		
	②市民リサイクル活動への支援		
	③フリーマーケットの開催		
(4) 市民参加の促進	①「川崎市ごみ減量推進市民会議」の実施	変	
(5) まちの美化推進	①不法投棄防止に向けた取組		
	②不適正排出指導の徹底	新	
	③集積所周辺的环境美化	変	
	④散乱防止重点区域道路清掃事業の実施	変	
	⑤各種普及啓発キャンペーンの実施	変	

基本施策2
循環型の処理システムを築く

(1) ごみをつくらない社会を創る	①グリーン購入の促進		
	②製品の適正包装の推進		
	③レジ袋削減に向けた取組	新	◎ ♣
	④リサイクルエコショップ制度の充実		
	⑤事業系ごみの減量化に向けた指導の徹底		◎
	⑥環境に配慮した製品の開発の促進		
	⑦店頭回収の拡大に向けた取組		
	⑧効果的な経済的手法の研究		

指 標

○ 廃棄物分野における温室効果ガスを35%削減

新 ……新規の具体的施策 ◎……重点施策 ♣……地球温暖化対策に関連する具体的施策
変 ……これまでの行動計画から一部名称等を変更した具体的施策

的 施 策

基本施策2

循環型の処理システムを築く

(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする	①資源集団回収事業の拡充	変 ◎
	②ミックスペーパーの分別収集の拡大	変 ◎
	③その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施	変 ◎ ♣
	④分別排出の徹底	
	⑤廃蛍光管リサイクルの実施	新
	⑥「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進	変 ◎ ♣
	⑦生ごみ処理機等の購入助成	新
	⑧生ごみリサイクル講習会の開催	新
	⑨生ごみ等リサイクルモデル事業の実施	変
	⑩事業系資源物のリサイクルルートの確立	◎
	⑪環境産業との連携	新

(3) 資源にならないごみは適正に処理する	①廃棄物処理技術の研究、開発	
	②埋立処分量の減量化	
	③ISO14001の適正な運用	
	④ごみ発電事業の推進	◎ ♣
	⑤有害廃棄物・処理困難物への取組	変
	⑥搬入禁止物の混入防止	◎
	⑦4 処理センターの補修・整備	変
	⑧仮称リサイクルパークあさおの建設	変 ◎
	⑨ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設の建設	新

基本施策3
新たな視点と
発想による
施策展開

(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ	①施策の効果分析手法による点検・評価	変 ◎
	②計画のフォローアップ	
(2) 費用対効果の分析	①民間活力の導入	

具体的施策の取組状況（平成17～19年度）

（1）循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民となる」

ア 環境教育・環境学習の促進

本計画では、環境について知り、学び、実践する教育・学習の場を拡大し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関心のある市民や学校等の教育関連機関などと連携を図りながら、横断的な取組を進めることとしています。

本市では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成16年10月施行）に基づき、平成18年3月に「川崎市環境教育・学習基本方針」を改訂し、この方針により、ごみ減量・リサイクルに関し、環境教育・学習事業を展開しました。



出前ごみスクール



生ごみリサイクル体験学習

【主な具体的施策の取組状況】

・ 出前ごみスクール・ふれあい出張講座

小学生（3・4年生）向け体験型学習である「出前ごみスクール」及び、町内会・自治会等向けの「ふれあい出張講座」を実施し、環境に対する意識啓発を図りました。

	17年度	18年度	19年度
実施回数	出前ごみスクール：15回 ふれあい出張講座：4回	出前ごみスクール：54回 ふれあい出張講座：11回	出前ごみスクール：51回 ふれあい出張講座：32回

・ ごみ問題講演会の開催

市民、減量指導員、事業者を対象にごみ問題に関する講演会を毎年実施し、意識啓発を図りました。

	17年度	18年度	19年度
テーマ	市民が進めるごみ減量とリサイクル	エコショッピング・クッキングでストップごみ問題&地球温暖化	今日からできる！家庭の生ごみダイエット
開催日時 会場	18年1月28日（1回開催） エポック中原	18年8月29日（1回開催） エポック中原	19年10月（2回開催） 10/10 川崎市産業振興会館 10/16 多摩市民館
参加人数	約550人	約550人	約300人

イ 情報の共有化

情報発信の迅速化や、様々な情報媒体の活用、また、インターネットを利用した情報交換システムの充実といったニーズに対応するため、市民・事業者・行政の情報共有の充実に努めました。

【主な具体的施策の取組状況】

- ・ 再利用品交換情報誌「エコー」の充実

再利用品の橋渡しをする情報誌である「エコー」を広く市民の方に知っていただくため、配布場所の拡充（公園事務所、市立病院、川崎信用金庫本店等）のほか、市 HP に紹介ページを掲載するとともに、（財）川崎市リサイクル環境公社 HP 上からの掲載申込の受付を開始しました。

川崎市リサイクル環境公社 HP アドレス：<http://www.krk-kosya.or.jp/>

- ・ 広報誌の充実

本計画の取組状況等を取りまとめた「かわさきチャレンジ3R News」を平成 17 年 9 月に創刊し、平成 19 年 12 月には第 6 号を発行しました。

また、平成 19 年 4 月の普通ごみ収集回数の変更及びミックスペーパー分別収集のモデル実施に伴い、平成 18 年 12 月に保存版の分別・リサイクルハンドブック「ごみと資源物の分け方・出し方」を 79 万部作成し、配布しました。

ウ 減量・リサイクル活動の活性化

地域に密着した減量指導員制度の充実や、フリーマーケットの開催などにより、市民の自主的な活動の促進を図りました。

【主な具体的施策の取組状況】

- ・ 減量指導員制度の充実

平成 17 年度に開催した減量指導員ネットワーク会議の中で、現行の廃棄物減量指導員制度の課題と今後の取組を整理し、平成 18・19 年度には減量指導員と生活環境事業所との連携強化に向けた取組を行いました。

- ・ フリーマーケットの開催

毎年、かわさき市民まつりにおいて、フリーマーケットを開催し、市民のリサイクル活動を推進しました。



フリーマーケット

エ 市民参加の促進

市民の方がごみ問題に関心を持ち、積極的に参加・活動できる場として、「川崎市ごみ減量推進市民会議」を平成 19 年 1 月に設置し、ごみ減量・リサイクルの推進に向けた市民の自主的な取組を促進しました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 「川崎市ごみ減量推進市民会議」の設置

市民、減量指導員、事業者、学識者、行政などから構成する会議を平成 19 年 1 月に設置し、平成 19 年度は 3 つの分科会を設け、ごみ減量に向けた具体的な取組を実施しました。

	第 1 分科会	第 2 分科会	第 3 分科会
テーマ	生ごみの減量	地域におけるごみ減量	事業者との連携によるごみ減量
取組の内容	生ごみリサイクルハンドブック「チャレンジ 生ごみダイエット 私からはじめる実践編」の作成 (平成 20 年 3 月発行)	市民によるごみ減量・リサイクル等の取組に関する「ごみニティの底力・発表大会」の開催 (平成 19 年 11 月 11 日開催)	事業者 2 社、市民団体 2 団体及び市によるレジ袋削減に関する協定締結 (平成 19 年 10 月 2 日締結)

オ まちの美化推進

ごみのない、美しく魅力あふれるまちづくりを目指し、不適正排出や不法投棄の防止への取組や、駅周辺・繁華街などでの散乱ごみの清掃活動を行いました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 不法投棄防止に向けた取組

廃棄物の不法投棄は、臨海部を中心に後を絶たない状況にあるため、国土交通省、在市内警察署、川崎市関係部局が参加する「川崎市不法投棄等防止連絡協議会」を通じ、監視事業の協力体制や不法投棄事案の対応方法等に関する調整や意見交換を行ったほか、市内タクシー協会にも協力を要請し「不法投棄通報タクシー」を走行するなど、関係機関との連携と監視体制を築きました。

また、定期的な不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄者が特定できた場合には、原状回復の指導や警察への通報をするなどの対応を図りました。

・ クリーンアップかわさき推進事業

川崎の玄関口である川崎駅周辺について集中的に散乱ごみの清掃活動を行いました。

(2) 循環型の処理システムを築く

ア ごみをつくらない社会を創る

物の購入、消費、廃棄など各段階において、ごみの発生・排出抑制を基本としたライフスタイルや事業活動への転換を促す取組を行いました。

【主な具体的施策の取組状況】

- ・ 製品の適正包装の推進

市内の大手スーパー、百貨店、商店街等に対して「適正包装及びレジ袋削減の推進」について協力を要請するとともに、特に主要駅周辺のデパート・百貨店に対しては個別に訪問して、要請を行いました。(年2回、6月及び11月に実施)

	17年度	18年度	19年度
協力要請店舗数	約1,200店舗	約1,100店舗	約1,600店舗

- ・ 事業系ごみ減量化に向けた指導の徹底

ごみを多量に排出する事業者を多量排出事業者・準多量排出事業者に認定し、減量等計画書の提出を求めるとともに、多量排出事業者に対しては、説明会を開催しごみ減量・リサイクルへの協力を要請しました。

また、必要に応じ個別にヒアリングを行い、課題点を把握し、減量化に向けた指導を行いました。

- ・ 環境に配慮した製品の開発の促進

拡大生産者責任の追及や、環境に配慮した製品の積極的な開発等について、八都県市首脳会議等を通じて他の自治体と連携し、国や関係業界などへの働きかけを行いました。

イ やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする

やむを得ず排出されたごみについては、可能な限り資源化することを目指し、排出量の多い紙類、生ごみ等について資源化に向けた事業を展開しました。

また、市民、事業者の自主的なリサイクル活動を促進するため、資源集団回収の拡大に向けた取組や事業者による資源化活動の支援を行いました。

【主な具体的施策の取組状況】

- ・ 資源集団回収事業の拡大

市のごみ総排出量の約1割を占め、ごみの資源化に大きく寄与している資源集団回収は、近年実施団体数や回収量が伸び悩んでいることから、活動の活性化を目指し、未実施地域の調査、未実施団体への働きかけ、また実施団体への情報発信として平成18年3月から「資源集団回収だより」の発行を行いました。

資源集団回収実績

年	17年	18年	19年
回収量（t）	51,928	51,519	54,431

・ ミックスペーパーの分別収集の実施

資源集団回収の対象外の包装紙、封筒、菓子箱等のミックスペーパーについて、平成18年11月からモデル的に分別収集を開始し、平成22年度中の全市実施に向け、段階的に地域を拡大しました。

	17年度	18年度	19年度
モデル地域 対象世帯	—	川崎区・幸区の一部地域 4,200世帯（18.11～） 回収量25トン	川崎区・幸区の一部地域 15,200世帯（19.4～） 回収量269トン

・ その他プラスチック類の分別収集の実施

平成22年度中の分別収集のモデル実施に向け、資源化処理施設の整備手法を含めた検討を進めました。

・ かわさき生ごみリサイクルプランの策定・実施

平成17年11月に、市民、農業関係者などによる「(仮称)かわさき生ごみリサイクルプラン策定検討会議」を設置し、平成19年2月に本市の地域特性を活かした「かわさき生ごみリサイクルプラン」を策定しました。

また、同プランに基づき、集合住宅における生ごみ減量化方策や事業系生ごみリサイクルの調査研究を行うとともに、かわさき・松下生ごみゼロ計画事業や生ごみリサイクルリーダー制度の創設などに取り組みました。



生ごみリサイクルリーダー認定式

ウ 資源にならないごみは適正に処理する

ごみ処理施設の大規模な整備を計画的に実施し、施設の処理能力の維持を図るとともに、ごみ焼却により発生するエネルギーの効率的な回収・利用に努めました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ ごみ発電事業

ごみ焼却によって発生する熱エネルギーの有効利用を図るため、従来から実施してきた発電や蒸気供給等の活用を継続して行いました。また、余剰電力については、有効活用を図るため売電を行っています。

平成 19 年度 施設別発電・売電量

処理センター	内 訳	電気量 (kwh)	金額 (円)
浮島処理センター	発 電	66,926,030	—
	売 電	43,037,904	406,785,626
橘処理センター	発 電	11,435,482	—
	売 電	2,383,410	21,134,633
堤根処理センター	発 電	9,366,600	—

・ 搬入禁止物の混入防止

焼却処理施設に搬入されるごみについて、資源物や産業廃棄物などの不適正なごみの混入を防止するため、浮島・堤根・橘処理センターに内容物審査機を導入し、審査・指導を徹底しました。

(王禅寺処理センターへは平成 20 年度に審査機を導入)

・ ごみ処理施設の整備

ごみ処理事業を安定的かつ円滑に進めるため、ごみ処理施設の補修及び整備工事を実施しました。また、仮称リサイクルパークあさおの整備については、王禅寺処理センターの更新事業として、ごみ焼却処理施設の建設工事に着手しました。

ごみ処理施設の整備スケジュール

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
浮島処理センター				整備	→
堤根処理センター					
橘処理センター	←	整備	→		
王禅寺処理センター	整備	→			
仮称リサイクルパークあさお				ごみ焼却処理施設建設	→

(3) 新たな視点と発想による施策展開

ア 施策の評価手法の開発とフォローアップ

計画を効果的に推進するため、年度ごとに施策の進行状況や目標の達成状況について進行管理を行いました。

また、国の各種ガイドラインが策定されていることから、これらを参考にしながら、評価手法の検討を行っています。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 計画のフォローアップ

行動計画における具体的施策について取組状況を把握するとともに、年度ごとに各施策の進捗について報告書をまとめ、各年度の実績について HP や広報誌（市政だより、かわさきチャレンジ 3 R News、環境情報）に概要を掲載して情報発信を行いました。

また、平成 20 年度の行動計画の見直しに向け、計画策定後 3 年間の取組状況について取りまとめを行いました。

イ 費用対効果の分析

廃棄物処理事業については、費用対効果について分析し、その結果を踏まえてより効率的・効果的な事業運営が求められていることから、ごみ収集体制の再構築を図りました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 普通ごみ収集回数の見直し

作業の平準化を確保するとともに、新たな分別収集品目の拡大を目指し、平成 19 年 4 月に普通ごみの収集を週 4 回から週 3 回へと変更し、新たな品目の収集日の確保と効率的・効果的な収集体制に向けて、人員・車両等の配置を行いました。

また、これに先立ち、住民周知を図るためポスティングによる広報チラシの全戸配布など、普及広報を行いました。

・ 民間活力の導入

地域を拡大したミックスペーパーのモデル収集について、平成 19 年 4 月から収集運搬業務の民間委託化を行いました。また、粗大ごみ収集業務についても検討を進め、平成 20 年 4 月の民間委託化に向けた準備を行いました。

※ ごみ非常事態宣言 p1

急激なごみ量の増加に対して、市民、事業者にごみの減量、資源化の推進への積極的な協力を働きかけるために、川崎市が平成2年6月に行った宣言のこと。昭和60年から平成元年までの5年間は、ごみ量が毎年5%を超える勢いで増加し、このまま増え続けると、市の焼却処理能力の限界に迫る状況でした。

※ 資源物の日 p2

ごみの減量、リサイクルへの一層の協力を得るため、週のうち1日は普通ごみを収集せず、空き缶・空きびんなどの資源物のみを集中的に収集する日のこと。

※ 容器包装リサイクル法 p2

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物の中で容積比で6割弱を占める空き缶、空きびん、ペットボトル等の容器包装廃棄物の減量、資源化を目的として、平成7年6月に制定されました。この法律では、「消費者は分別排出」、「市町村は分別収集」、「事業者は再商品化（有償または無償で譲渡できる状態にすること）」など、それぞれの役割が規定されています。ちなみに「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、その商品が消費されたり分離された場合に不要になるもののことをいいます。

※ 減量指導員 p9

正式名称は「廃棄物減量指導員」といい、町内会、自治会等の住民組織団体単位で1名（271世帯以上の住民組織は、270世帯までごとに1名追加）を市が委嘱し、地域のボランティア・リーダーとして、①ごみ減量の普及広報、②リサイクル活動の実践、③ごみ排出方法の遵守指導などの活動を行っています。

※ 拡大生産者責任 p10

製品の製造者は、製品の性能だけでなく、その製品の生産から廃棄までに及ぼす環境影響に対して責任を負うべきとの考え方です。この考え方は、より環境にやさしい製品や生産方法の開発・普及、廃棄物のリサイクルや減量化を進める際の戦略として活用されるようになっていきます。

※ エコタウン事業 p11

川崎臨海地区を構成する企業が主体となって、地域への環境負荷をできるだけ削減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざすまちのことです。

※ エコ・クッキング p24

旬の食材をできるだけ丸ごと大切に使い、資源も節約し、環境も汚さない調理法のこと。買物の仕方、節水、節電、節ガス、生ごみを減らす料理法など身近な暮らしの中から環境について考えていくことを目的としています。

※ グリーン購入 p28

一般的には、環境負荷の低減に資する製品やサービスを積極的に購入することをいいます。特に国等の公的機関が率先して環境にやさしい製品などの調達や情報提供を促進することを定めた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が施行されたことに伴い、事業者、市民などさまざまな関係者においても同様な取組が促進されています。

※ リサイクルエコショップ p28

環境への影響に配慮し、ごみの減量やリサイクルなどに積極的に取り組んでいる商店(商店街)を川崎市が認定している制度で、その利用を広く市民に推奨しています。

※ 事業者処理責任 p29

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた事業者の責任のことで、次の三点が定められています。

- ① 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において処理すること。
- ② 事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めるべきこと。
- ③ 物の製造、加工、販売等に際して、その生産物が最終的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難とならないようにすること。

※ 食品リサイクル法 p32

正式名称は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、食品の売れ残りや残飯、食品製造過程で発生する廃棄物などの発生を抑制するとともに、飼料や肥料などに再利用するために、食品製造・流通・外食等業者がこれに積極的に取り組むことを定めています。

※ ISO14001 p33

国際標準化機構(ISO、International Organization for Standardization)が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格です。「環境マネジメントシステム」とは、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」のことをいいます。